

杏の古木の補助金について

【ご意見】（令和7年11月4日受付）

一定の太さの杏の木の所有者に対して、維持管理費として毎年2000円を支給していると思います。しかし、対象となる基準が曖昧です。

お金を貰ったからと言って特別何か手を掛けている訳では無いので、見直し(廃止)して良いのではないでしょうか。

【回答】

この補助金は概ね樹齢50年以上、胸高直径30センチメートル以上あんずの木に対し所有者の同意をいただきながら、あんずの里の景観保持とあんずの木を後世に残すため、毎年、所有者にあんずの開花状況などを確認させていただいたうえで、支出しております。

ご提案いただいた件については、あんずの里は地域の財産であり、千曲市の貴重な観光資源でもあることから、あんずの里の景観保持のため引き続き助成してまいりたいと考えております。

担当 観光課